

## 次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項（案）

令和3年 月 日  
消費者委員会

第6次消費者委員会は、令和元年9月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行ってきたが、この8月末に任期満了を迎える。この間、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により対面による会議開催が困難となり、TV会議システムによる会議開催を中心にせざるを得なくなったが、そのような制約の下でも活発に調査審議を行い、建議や提言、意見等を計14件、諮問に応じた答申等を計22件発出した。これらの意見表明を受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られるなど、一定の成果が得られたところである。

他方、継続的な取組やフォローアップ等が必要な課題、第6次委員会の任期中では十分に審議を尽くせなかった課題、第7次委員会の発足後に新たに対応が必要となることを見込まれる課題等も存在する。

このため、第6次委員会としては、この9月に発足する第7次委員会において、これらの課題への適切な対応のため、下記の点に留意して調査審議を行っていただくことを期待する。

### 記

#### 1. 消費者委員会の運営について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタルトランスフォーメーションの進展などの社会状況の大きな変化を受けて、改めて消費者委員会が果たすべき役割について共通認識を得た上で引き続き消費者行政の課題に取り組むことが必要と考えられる。これまでの消費者委員会6期12年の取組を踏まえつつ、これからの姿を議論しながら、次に挙げる課題について積極的に取り組んでいただきたい。

- コロナ禍等緊急事態下においても消費者委員会の機能を十全に果たすため、委員会における議論の透明性の向上、委員会と消費者団体等の関係団体・地方公共団体・関係省庁等・国民生活センター等との意見交換・調整の在り方、委員会に寄せられた意見への対応等の委員会の運営の在り方について検討することが必要である。
- 新型コロナ感染拡大による影響に留意しつつ、シンポジウムや意見交換会等の開催（オンラインによる実施も含む）を通じ、地方や関係団体から

直接意見を聴取することにより、消費者問題の現場との結び付きの強化を継続的に図ることが重要である。また、各種の民間団体等との連携を取りつつ、一般消費者の参画も得たフォーラムの開催等を通じて、消費者委員会の取組の成果等を共有していくことが重要である。

- 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制について引き続き充実・強化を図ることが重要である。
- 消費者委員会の活動やその成果等の認知度を向上させるための広報の取組について、新たな広報手段の活用等を含めた工夫を図ることが重要である。

## 2. 下部組織の運営について

次に挙げる部会及び専門調査会については、第7次消費者委員会の発足後、速やかに審議体制を整備することが必要である。また、新たに専門的な事項等を調査審議する場合には、必要に応じ、既存の下部組織を再開もしくは新たな下部組織を設置していただきたい。

### (1) 新開発食品調査部会

特定保健用食品の表示の許可に関し、消費者委員会は、消費者庁より恒常的に諮問を受けることから、諮問に応じた調査審議の実施体制を常時備えている必要がある。

### (2) 食品表示部会

食品表示法及び食品衛生法に基づく食品の表示基準の改正等に向けて消費者庁より諮問を受けた際への対応のため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

### (3) 公共料金等専門調査会

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた課題を検討するため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

## 3. 当面の主要課題

次に挙げる課題については、既存の下部組織等の再開や新たな下部組織の設置を含めて、引き続き関係省庁等の取組を注視し、必要に応じ意見表明等を行う必要がある。

### (1) コロナ禍等に伴う消費者問題への対応

- 消費者基本計画の検証・評価・監視の一環として、コロナ禍等緊急事態下の消費者問題について審議してきたところであるが、コロナ禍をはじめとする様々な緊急事態下における消費者問題やそれに対する対処の在り方について引き続き注視するとともに、必要に応じ調査審議を行い、関係省庁等に対応を求めていく必要がある。

## (2) 特定商取引法等の契約書面等の電子化等への対応

- 本年2月に発出した建議を踏まえ、消費者庁「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」における検討状況を注視するとともに、随時消費者庁に対し報告を求めながら、関係政令等の整備等に際して必要に応じ意見表明等を行う必要がある。

## (3) 成年年齢引下げ等への対応

- 民法上の成年年齢引下げが令和4年4月に実施されることや若年者の消費者被害の防止・救済の観点から、若年者への消費者教育の推進等に関する関係行政機関の取組について継続的にフォローするとともに、消費者委員会としても情報発信を強化していく必要がある。

## (4) デジタル化への対応

- 社会のデジタル化が進展する中で、消費生活相談のデジタル化、P I O N E Tの機能強化、A I等のデジタル技術を活用した情報分析や注意喚起情報の発信等、消費者行政のデジタル化が重要であることから、関係行政機関と連携しつつ検討する必要がある。
- 本年4月に成立した「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」の施行に向けた関係省庁等における取組を注視するとともに、C to C取引への対応等、国会附帯決議において今後の課題とされた事項への検討状況について引き続きフォローを行う必要がある。
- 今後、A I等のデジタル技術を活用した事業活動によって、消費者にとって利便性の向上が期待される一方で、より複雑化した技術を消費者が理解することが一層困難になること、ネット社会特有の新たな消費者問題の顕在化等が懸念される。このような懸念を解消するためには、まずは消費者の利益及び自己決定の確保の観点から、消費者にとって理解しやすい積極的な情報の提供及び開示が事業者によって行われる等の透明性の確保が重要であると考えられる。上記の観点から、関係省庁等の取組を注視するとともに、デジタル化に伴い発生する消費者トラブルについてフォローを行い、消費者被害の抑止の観点から、継続的に調査審議を行う必要がある。
- さらにデジタル化が進展する中で消費者被害を抑止するためには消費者

のデジタル・リテラシーの向上も重要であるため、関係行政機関と連携しつつ検討する必要がある。

#### (5) SDGsへの貢献

- 消費者政策の立場からSDGsの達成に向けた貢献を行うため、消費者志向経営やエシカル消費の推進等、事業者と消費者の連携・協働の促進に関し関係行政機関と連携しつつ検討する必要がある。

#### (6) 各WG報告書等を踏まえた取組の推進

- 消費者法分野におけるルール形成の在り方等については、本年8月に発出した意見を踏まえた関係省庁等の取組を後押しするとともに、被害回復のための財産保全措置等の残された論点について引き続き調査や検討を行う必要がある。また、アフィリエイト広告、後払い決済サービス、ターゲティング広告、C to C取引に関する自主規制の取組の状況について引き続きフォローを行う必要がある。
- 消費者関連情報の提供の在り方については、本年8月に発出した意見を踏まえた事業者と行政による新たな公民連携の推進等の関係行政機関の取組を後押しする。

### 4. その他の主な継続的課題

- 食品表示の全体像について、令和元年8月の提言を踏まえた消費者庁における検討状況を注視していくとともに、必要に応じて一括表示の視認性向上手段やWebを適用した食品表示の在り方に関する検討を行う必要がある。
- 電力・ガス市場について、小売全面自由化が消費者にもたらす影響について引き続き注視するとともに、本年7月に発出した意見を踏まえた電力託送料金制度改革等に関する関係省庁等における取組状況をフォローしていく必要がある。
- 地方消費者行政について、消費生活相談体制の強化や消費生活相談員の活躍の場の拡大等を含め、令和2年8月に発出した意見を踏まえた関係行政機関における取組を注視するとともに、地方消費者行政強化作戦2020等に基づく関係行政機関の取組を後押しする。また、徳島の消費者庁新未来創造戦略本部における取組の状況や成果が国及び全国の地方公共団体の消費者行政に展開・活用されるように、引き続き状況をフォローする必要がある。
- 消費者・消費者団体と事業者・事業者団体との双方向のコミュニケーションや連携を促進することが重要と考えられ、そのための専門的な知見を有する消費者団体を育成・支援する関係行政機関の取組を注視すると

もに後押しする。

- 消費者基本計画及び工程表について、関係省庁等におけるK P I の検討状況について引き続き注視するとともに、より客観的な指標として機能するK P I の在り方について検討を行う必要がある。

( 以 上 )